

役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛護会（以下「法人」という）定款の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、規定する用語の定義は次の通りとする。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、理事長及び専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第4項第3号で定める報酬（慰労金を含む）その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分するものとする。

第2章 役員等報酬

(報酬の総額)

第3条 役員等に職務執行の対価として、次に定める金額の範囲内で報酬を支給する。ただし、次の各号の報酬総額とは、役員等としての報酬であり、職員を兼務する者の職員としての報酬（職員給与）はこれに含まない。

- (1) 全理事の各年度の報酬総額は、年間500万円以内とする。
- (2) 全監事の各年度の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

(報酬の支給)

第4条 役員等には、勤務実績に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員の報酬は別表1に定める額
- (2) 非常勤役員の報酬は別表2に定める額
- (3) 評議員の報酬は別表3に定める額

2 法人経営に貢献した役員に対し退任時に前項に定める報酬とは別に慰労金を支給し、その額は別表4の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 前条第1項に定める、報酬の支給時期は、毎月10日とし、現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込で支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与支給規則に準じた日とする。

2 前条第2項に定める、慰労金の支給時期は、役員退任後1ヶ月以内に、現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込で支給する。

3 報酬(慰労金を含む)は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 費用弁償

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務執行にあたって負担する費用について法人が認めたものは、これを請求のあった日から遅滞なく支払い、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(交通費)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤手当支給規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員が会議の出席または用務等の場所までの交通費は自宅から算定し、別表5に定める額を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員等がその職務執行にあたり出張に要する場合の旅費(宿泊費を含む)は、職員の旅費支給規程に準じて支給する。

第4章 その他

(当法人職員給与との併給)

第9条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく報酬、慰労金及び費用弁償は支給しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則
1. この規程は、平成29年6月15日から施行する。
 2. 法人役員報酬規程は廃止する。
 3. 退任理事及び監事に対する慰労金支給規則は廃止する。
 4. 一部改正、この規程は、平成31年1月21日から施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	日額 10,000 円
専務理事	日額 9,000 円

別表2 (非常勤役員の報酬)

内容	時間	3時間超	3時間まで
理事会及び評議員会等の会議又は下記を除く用務等のため		5,000 円	3,000 円
監事が出納調査・決算監査を実施した場合		8,000 円	5,000 円

別表3 (評議員の報酬)

内容	時間	3時間超	3時間まで
評議員会等の会議又は用務等のため		5,000 円	3,000 円

別表4 (退任理事及び退任監事に対する慰労金算定式)

就任年数×10,000 円

※上記就任年数は1ヵ年単位とし、端数月は切り捨てる。

別表5 (非常勤役員及び評議員の交通費)

自動車等の利用	交通機関等の利用
車賃 (1 kmにつき) 28 円	領収書等に基づく実費

※1、上記車賃の距離は一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとし、その計測は法人が指定する経路探索アプリケーションを用いるものとする。また、片道1 km 未満の端数は切り捨てる。